

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和6年第1回定例会追加議案の説明

(5)議案第70号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第70号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和6年2月22日

健康福祉局

議案第 70 号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正（令和 4 年法律第 104 号）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 6 年内閣府・厚生労働省令第 3 号）

2 改正の主な内容

- (1) 上記 1（2）に伴い、療養介護事業者等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならないこととするもの
- (2) 上記 1（2）に伴い、生活介護事業所等に置くべき職員の配置基準を次のとおり改めるもの
「看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員」
→「看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員」
- (3) 上記 1（1）及び 1（2）に伴い、就労選択支援の事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行。ただし、上記 2（3）については、上記 1（1）の施行の日から施行

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第68号</p> <p>目次 第1章～第4章 略 第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条～第60条） <u>第5章の2 就労選択支援（第60条の2～第60条の8）</u> 第6章以下 略 （定義）</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の例による。</p> <p>（1）利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。</p> <p>（2）常勤換算方法 事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>（3）多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（<u>同条第3項</u>に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（<u>同条第4項</u>に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（<u>同条第5項</u>に規定する</p>	<p>○川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第68号</p> <p>目次 第1章～第4章 略 第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条～第60条） <u>（新設）</u> 第6章以下 略 （定義）</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の例による。</p> <p>（1）利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。</p> <p>（2）常勤換算方法 事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>（3）多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、<u>医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業</u>、放課後等デイサービス（<u>同条第4項</u>に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（<u>同条第5項</u>に</p>

改正後	改正前
<p>保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p>	<p>規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業及び保育所等訪問支援</p>
<p>(障害福祉サービス事業者の一般原則)</p>	<p>(同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p>
<p>第3条 障害福祉サービス事業者を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。次章から第5章まで及び第6章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p>	<p>(障害福祉サービス事業者の一般原則)</p>
<p>第3条 障害福祉サービス事業者を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。次章から第5章まで及び第6章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p>	<p>第3条 障害福祉サービス事業者を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p>
<p>2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p>	<p>2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p>
<p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>	<p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>
<p>(療養介護の取扱方針)</p>	<p>(療養介護の取扱方針)</p>
<p>第16条 療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p>	<p>第16条 療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p>
<p><u>2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>3 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</u></p>	<p>2 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>
<p><u>4 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p>	<p>3 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第17条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を<u>行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ</u>、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p><u>3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</u></p> <p>4 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者と面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>5 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該原案が当該療養介護事業所の提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めたものとなるよう努めなければならない。</p> <p>6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者<u>及び当該利用者</u>に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、<u>当該利用者の</u></p>	<p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第17条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を<u>行い</u>、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者と面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該原案が当該療養介護事業所の提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めたものとなるよう努めなければならない。</p> <p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の</p>

改正後	改正前
<p><u>生活に対する意向等を改めて確認するとともに、</u>前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>	<p>原案の内容について意見を求めるものとする。</p>
<p><u>7</u> サービス管理責任者は、<u>第5項</u>に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。</p>	<p><u>6</u> サービス管理責任者は、<u>第4項</u>に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。</p>
<p><u>8</u> サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者<u>及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらの者を「指定特定相談支援事業者等」と総称する。）</u>に交付しなければならない。</p>	<p><u>7</u> サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>
<p><u>9</u> サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、当該療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画の変更を行うものとする。</p>	<p><u>8</u> サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、当該療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画の変更を行うものとする。</p>
<p><u>10</u> サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に利用者と面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	<p><u>9</u> サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に利用者と面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>
<p><u>11</u> 第2項から<u>第8項</u>までの規定は、<u>第9項</u>の規定による療養介護計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p>	<p><u>10</u> 第2項から<u>第7項</u>までの規定は、<u>第8項</u>の規定による療養介護計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p>
<p>第18条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>第18条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p><u>2</u> <u>サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>い。</u></p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理者 1人</p> <p>(2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。)、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分(基準省令第39条第1項第3号イに規定する平均障害支援区分をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。</p> <p>(ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上</p> <p>(ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上</p> <p>イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>ウ 理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>(4) サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理者 1人</p> <p>(2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。)、理学療法士 <u>又は作業療法士</u>及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士 <u>又は作業療法士</u>及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分(基準省令第39条第1項第3号イに規定する平均障害支援区分をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。</p> <p>(ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上</p> <p>(ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上</p> <p>イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>ウ 理学療法士 <u>又は作業療法士</u>の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>(4) サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p>

改正後	改正前
<p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項及び第5項の「生活介護の単位」とは、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。</p> <p>4 第1項第3号の理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5～8 略</p> <p>(職員の配置の基準)</p>	<p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項及び第5項の「生活介護の単位」とは、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。</p> <p>4 第1項第3号の理学療法士 <u>又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5～8 略</p> <p>(職員の配置の基準)</p>
<p>第52条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理者 1人</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、それぞれ1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(3) サービス管理責任者 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練</p>	<p>第52条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理者 1人</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士 <u>又は作業療法士</u>及び生活支援員 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、それぞれ1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(3) サービス管理責任者 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練</p>

改正後	改正前
<p>(機能訓練)を提供する場合は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、前項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。</p>	<p>(機能訓練)を提供する場合は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、前項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。</p>
<p>3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。</p>	<p>3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。</p>
<p>4 第1項第2号の理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p>	<p>4 第1項第2号の理学療法士 <u>又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p>
<p>5～9 略 (地域生活への移行のための支援)</p>	<p>5～9 略 (地域生活への移行のための支援)</p>
<p>第54条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>第61条の2</u>に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。</p>	<p>第54条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>第63条第1項</u>に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。</p>
<p>2 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。 (準用)</p>	<p>2 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。 (準用)</p>
<p>第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、<u>第17条第9項</u>中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。 (準用)</p>	<p>第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、<u>第17条第8項</u>中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。 (準用)</p>
<p>第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、<u>第17条第9項</u>中「6月」とある</p>	<p>第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、<u>第17条第8項</u>中「6月」とある</p>

改正後	改正前
<p>のは「3月」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第5章の2 就労選択支援</u> <u>(基本方針)</u></p> <p><u>第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。</u></p> <p><u>(規模)</u></p> <p><u>第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</u></p> <p><u>(職員の配置の基準)</u></p> <p><u>第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 管理者 1人</u></p> <p><u>(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として基準省令第61条の4第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上</u></p> <p><u>2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。</u></p> <p><u>3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業</u></p>	<p>のは「3月」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項第2号に規定する就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(実施主体)</u></p> <p><u>第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。</u></p> <p><u>(評価及び整理の実施)</u></p> <p><u>第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。</u></p> <p><u>2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。</u></p> <p><u>3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。</u></p> <p><u>4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければなら</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>ない。</u></p> <p><u>(関係機関との連絡調整等の実施)</u></p> <p><u>第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第60条の8 第8条、第9条(第2項第1号を除く。)、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者」とあるのは、「利用者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(規模)</u></p> <p><u>第61条の2 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</u></p> <p><u>(職員の配置の基準)</u></p> <p><u>第63条 就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p><u>(就労選択支援に関する情報提供)</u></p> <p><u>第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(職員の配置の基準)</u></p> <p><u>第63条 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から<u>第36条まで、第38条</u>、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、<u>第17条第9項</u>中「6月」とあるのは「3月」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から<u>第38条まで</u>、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、<u>第17条第8項</u>中「6月」とあるのは「3月」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで、<u>第53条及び第68条の2</u>の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで<u>及び第53条</u>の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。</p>
<p>(準用)</p> <p>第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、<u>第68条の2</u>、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第80条第1項中「第84条」とあるのは、<u>「第87条」</u>と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第80条第1項中「第84条」とあるのは<u>「第87条」</u>と読み替えるものとする。</p>
<p>(規模に関する特例)</p> <p>第88条 多機能型による、生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。))及び就労継続支援B型事業者が当該事業を行う事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)) (以下これらを「多機能型事業所」と総称する。))においては、一体的に事</p>	<p>(規模に関する特例)</p> <p>第88条 多機能型による、生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。))及び就労継続支援B型事業者が当該事業を行う事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)) (以下これらを「多機能型事業所」と総称する。))においては、一体的に事</p>

改正後	改正前
<p>業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による、指定児童発達支援（児童発達支援に係る指定通所支援（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）の事業又は指定放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る指定通所支援をいう。）の事業（以下これらを「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。</p> <p>(1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 6人以上</p> <p>(2) 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上とする。</p> <p>(3) 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上</p> <p>2・3 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第3条の改正規定、第5章の次に1章を加える改正規定、第68条の次に1条を加える改正規定並びに第84条及び第87条の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。</u></p>	<p>業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による、指定児童発達支援（児童発達支援に係る指定通所支援（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）の事業、<u>指定医療型児童発達支援（医療型児童発達支援に係る指定通所支援をいう。）の事業</u>又は指定放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る指定通所支援をいう。）の事業（以下これらを「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。</p> <p>(1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 6人以上</p> <p>(2) 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上とする。</p> <p>(3) 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上</p> <p>2・3 略</p>